

○総務省告示第六十八号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第一号注29の規定に基づき、平成十八年総務省告示第五十七号（船舶又は航空機に設置する無線航行のためのレーダー等の送信設備に指定する周波数及びその指定周波数帯を定める件）の一部を次のように改正する。

令和元年六月二十日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これに加える。

改正後

1 船舶又は航空機に設置する無線航行のためのレーダー

(1) 船舶に設置するもの

ア 電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第31条第2項第1号から第4号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用するもの

周波数（注）	指定周波数帯の範囲
3,000MHz	2,900MHzから3,100MHzまで
9,400MHz	9,300MHzから9,500MHzまで

注 周波数は、指定周波数帯の中心の周波数を指定することとする。

イ ア以外のもの

周波数	指定周波数帯の範囲
3,050MHz	3,000MHzから3,100MHzまで
9,375MHz	9,320MHzから9,430MHzまで
9,410MHz	9,355MHzから9,465MHzまで
9,415MHz	9,360MHzから9,470MHzまで
9,445MHz	9,390MHzから9,500MHzまで

(2) 航空機に設置するもの

周波数（注）	指定周波数帯の範囲
5,400MHz	5,385MHzから5,415MHzまで
9,400MHz	9,300MHzから9,500MHzまで

注 周波数は、指定周波数帯の中心の周波数を指定することとする。

[2～4 略]

改正前

1 船舶又は航空機に設置する無線航行のためのレーダー

(1) 船舶に設置するもの

周波数	指定周波数帯
3,050MHz	3,000MHzから3,100MHzまで
5,540MHz	5,480MHzから5,600MHzまで
9,375MHz	9,320MHzから9,430MHzまで
9,410MHz	9,355MHzから9,465MHzまで
9,415MHz	9,360MHzから9,470MHzまで
9,445MHz	9,390MHzから9,500MHzまで

(2) 航空機に設置するもの

周波数	指定周波数帯
5,400MHz	5,385MHzから5,415MHzまで
9,400MHz	9,300MHzから9,500MHzまで

[新設]

[2～4 同左]

備考 表中の [] の記載及び右表規定の「画」を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記による。